

ホンジュラスの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ホンジュラス共和国（スペイン語では「República de Honduras」。英語では「Republic of Honduras」。以下「ホンジュラス」という）は、中央アメリカに位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。北西はグアテマラ、南西はエルサルバドル、南はニカラグアに接している。国土の面積は約 11 万 2000 平方キロメートルで、日本の面積の 3 分の 1 程度である。首都はテグシガルバ、公用語はスペイン語、通貨はレンピーラである。

約 820 万人いるホンジュラス国民のうち、メスチソ（先住民と白人の混血）が約 87%、先住民が約 6%、黒人が約 4%、白人が約 2% という構成となっている。また、カトリックが約 63%、プロテスタントが約 23% を占める。

1502 年、コロンブスがヨーロッパ人として初めてホンジュラスに到達した。以来、スペインがホンジュラス周辺地域の支配権を確立し、グアテマラ総督府を置いた。1821 年にスペインからの独立を宣言したグアテマラ総督府は、1823 年に中米諸州連合に加入したが、そこからホンジュラスが 1838 年に分離独立した²。

1963 年以降、軍政が続いたが、1980 年に制憲議会選挙、1981 年に総選挙が実施され、1982 年に民政に移管した。

1969 年には、サッカーのワールドカップ予選をめぐり、ホンジュラスと隣国エルサルバドルとの間で、いわゆる「サッカー戦争」が勃発した。これは、もともとエルサルバドルからの不法移民がホンジュラスに大量に流入していたこと等から両国の間に対立の火種があつたところ、サッカーの試合が引き金になったものであった。米国及び米州機構（OAS）が積極的に和平調停工作を行ったことから、戦闘は 4 日間で終了したが、戦争の犠牲者は約 2000 人に上った³。

ホンジュラスの主要な產品は、バナナ、コーヒー豆、養殖エビ等であり、世界で最初に「バナナ共和国」と呼ばれたことで知られる。しかし、ホンジュラスは、ニカラグアと並んで中米諸国の中で最も貧しい国の一であり、世界銀行及び国際通貨基金により「拡大

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるホンジュラスの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018 年版』（二宮書店、2018 年）434 頁等を参照した。

³ 田中高著「『サッカー戦争』」（『ホンジュラスを知るための 60 章』（明石書店、2014 年）所収）155～159 頁。

重債務貧困国」に指定されていたが、2005年には「拡大重債務貧困国」イニシアティブに基づき、多額の債務免除が実施された。その後も、世界経済危機及びクーデターの影響により、経済的には立ち遅れていたが、経済発展に向けた努力が行われており、近年の経済成長率は、2014年が3.1%、2015年が3.6%、2016年が3.6%というように、経済も徐々に回復している。

ホンジュラスは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、ホンジュラスは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ホンジュラスは、中米統合機構（SICA）に加盟している。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、ホンジュラスのほか、グアテマラ、エルサルバドル、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ベリーズ及びドミニカである。さらに、ホンジュラスは、メキシコ等との間で二国間の自由貿易協定（FTA）を締結し（いずれも発効済み）、また、米国・中米・ドミニカ（CAFTA-DR）との自由貿易協定、中米・EU経済連携協定も発効済みである。なお、ホンジュラスは、現在でも、台湾との外交関係を維持している。

ホンジュラスの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。成文法主義を探るホンジュラスの法制度における直接的な法源としては、憲法、条約、法律、政令、規則、判例、慣習法等がある。

II 憲法

1 総説

ホンジュラスの現行憲法は、1982年1月11日に採択され、同年1月20日に公布されたものであり、その後、1984年、1986年、1987年、1988年、1990年、1991年、1995年、1996年、1998年、1999年、2000年、2001年、2002年、2003年、2004年、2005年というように、毎年のように憲法改正が行われている。

全379条から構成されるホンジュラス憲法の体系は、表1のとおりである⁴。

表1：ホンジュラス憲法の体系（2013年までの改正を反映）

前文		
第1編 国家	第1章 国家の組織	第1条～第8条
	第2章 領土	第9条～第14条
	第3章 条約	第15条～第21条
第2編 国籍及び市民権	第1章 ホンジュラス人	第22条～第29条
	第2章 外国人	第30条～第35条

⁴ ホンジュラス憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Honduras_2013.pdf?lang=en

	第3章 市民	第36条～第43条
	第4章 投票及び政党	第44条～第50条
	第5章 選挙機能	第51条～第58条
第3編 宣言、権利及び保障	第1章 宣言	第59条～第64条
	第2章 個個人的権利	第65条～第110条
	第3章 社会的権利	第111条～第118条
	第4章 子どもの権利	第119条～第126条
	第5章 労働	第127条～第141条
	第6章 社会保障	第142条～第144条
	第7章 健康	第145条～第150条
	第8章 教育及び文化	第151条～第177条
	第9章 居住	第178条～第181条
第4編 憲法的保障	第1章 人身保護令状、人身保護データ及び人身保護請求訴訟	第182条～第183条
	第2章 違憲性及び審査	第184条～第186条
	第3章 保障の制限又は保留	第187条～第188条
第5編 国家の諸機関	第1章 立法府	第189条～第212条
	第2章 法律の制定、承認及び公布	第213条～第221条
	第3章 会計上級委員会	第222条～第227条
	第4章 共和国司法長官	第228条～第231条
	第5章 第1節 公共大臣、第2節 弹劾	第232条～第234条
	第6章 行政府	第235条～第245条
	第7章 内閣の長官	第246条～第255条
	第8章 公務員	第256条～第259条
	第9章 分散化された団体	第260条～第271条
	第10章 国防	第272条～第293条
	第11章 県及び自治体の制度	第294条～第302条
	第12章 司法府	第303条～第320条
	第13章 国家及び公務員の責任	第321条～第327条
第6編 経済体制	第1章 経済制度	第328条～第341条
	第2章 通貨及び銀行	第342条～第343条
	第3章 農業改革	第344条～第350条
	第4章 財政体制	第351条
	第5章 公衆衛生	第352条～第360条
	第6章 予算	第361条～第372条

第 7 編 憲法の改 正及び不可侵	第 1 章 憲法の改正	第 373 条～第 374 条
	第 2 章 憲法の不可侵	第 375 条
第 8 編 経過規定 及び憲法の施行	第 1 章 経過規定	第 376 条～第 378 条
	第 2 章 憲法の施行	第 379 条

2 統治機構

(1) 立法府

ホンジュラスの立法府たる国会は、一院制が採用されている。国会は、直接選挙により選出された 128 名の議員により構成される。議員の任期は 4 年である。

通常国会の会期は、毎年、1 月 25 日から 10 月 31 日までである（延長も可能）。

議員となるには、①出生によりホンジュラス人となったこと、②21 歳以上であること、③市民的権利を行使できること、④俗人であること、⑤当該選挙の招集日より 5 年以上前から当該県に居住等していること、という要件を満たす必要がある。大統領、最高司法裁判所の裁判官、内閣の長官等は、議員になることはできない。

国会の権限としては、①法律の起草・採択・解釈・改正・廃止を行うこと、②会期の招集・延長・終結を行うこと、③内部規則を採択し、違反者を処罰すること、④特別会期を招集すること、⑤議員の正当な理由による辞任を受け入れ又は拒絶すること、⑥条約を批准し又は批准しないこと、⑦予算を承認すること、⑧税金を課すること、⑨法案を審議・採択すること等がある。

(2) 行政府

行政権は、国家元首であり行政府の長でありホンジュラス軍の最高指揮官でもある大統領が行使する。大統領及び 3 名の被指名者が共に、国民による直接選挙で単純多数決により選出される。任期は 4 年間である。なお、ホンジュラスには、首相職は存在しない。

大統領となるには、①出生によりホンジュラス人となったこと、②30 歳を超えていること、③市民的権利を行使できること、④俗人であること、という要件を満たす必要がある。

大統領の職責としては、①憲法、条約及び法律等を遵守すること、②国家の政策を指導し、国家を代表すること、③国家の独立と名誉及び領土の統一性と不可侵性を守ること、④国家の平和と国内治安を維持し、外敵の攻撃を撃退すること、⑤内閣の長官・副長官を自由に任命・罷免すること、⑥法律案を提出すること、⑦大統領令・規則等を発布すること、⑧条約の締結を行うこと、⑨最高指揮官として軍を統率指揮すること等がある。

ところで、憲法 239 条によると、既に大統領の職にある者は、大統領又は被指名者になることはできないとされ、大統領の再選は禁止されている。しかし、大統領の再選禁止規定は、過去、ホンジュラスにおいて、たびたび、大きな問題を引き起こしてきた。

即ち、2009 年 6 月 28 日未明、ホンジュラス軍が当時のセラヤ大統領を拘束して国外に追放するというクーデターが発生した。このクーデターには、以下の背景事情があ

った。①2009年11月に任期満了に伴う大統領選挙が予定されていたが、ホンジュラス憲法は、大統領の再選を禁止していたため、セラヤ大統領は、憲法を改正して再選を可能とするべく、制憲議会招集の是非を問う国民投票を計画していた。最高裁判所は、上記国民投票を実施することは違憲であるとの判断を下していた。セラヤ大統領は、国民投票を強行しようとし、国民投票当日の朝に軍により追放されてしまった。②セラヤ大統領は、就任以来、次第にベネズエラ及びボリビア等の反米左派政権との連携を強めるようになり、2008年にはホンジュラスの「米州ボリバル主義代替構想」(後の「米州ボリバル同盟」) (ALBA)への加盟を果たした(但し、2010年1月、ホンジュラスのロボ政権はALBAから脱退した)。当時、ベネズエラのチャベス大統領が憲法の3選禁止規定を撤廃する憲法改正を国民投票で通していたことから、セラヤ大統領の動きを警戒する意見も強く、国内の保守派、財界、最高裁判所、軍部等は国民投票に強く反対していた。

国連及び米州機構等がクーデター非難決議を採択し、ホンジュラスは米州機構の加盟資格を停止される等、国際的孤立に追い込まれた。しかし、2009年11月の大統領選挙で、野党のロボ候補が当選したこと、及びロボ大統領とセラヤ前大統領との間で「カタルヘナ合意」が成立し、2011年5月にセラヤ前大統領の身の安全を保障された上で帰国が実現したことから、ホンジュラスは遂に2011年6月、米州機構への復帰を果たした。

ところがその後、ホンジュラス憲法における大統領の再選禁止規定が再び問題となる事態が生じた。即ち、2014年1月に就任したエルナンデス大統領は、就任後すぐに大統領再選を可能とする準備に取りかかった。そして、2015年4月23日には、憲法裁判所から、大統領の再選禁止規定である憲法239条を無効とする判決が下された。これにより、エルナンデス大統領の再選の道が開かれた。そして、2017年11月に実施された大統領選挙でエルナンデス大統領は僅差で再選を果たした。

(3) 司法府

ホンジュラスの司法府は、最高司法裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所及び少額裁判所から構成される。

ホンジュラスの司法制度において、通常裁判所の系列の頂点に位置するのは、最高司法裁判所である。最高司法裁判所は、国会により選出された15名の最高司法裁判所裁判官から構成される。最高司法裁判所裁判官の任期は7年である。最高司法裁判所には、民事廷、刑事廷、労働廷、憲法廷がある。最高司法裁判所は、違憲審査権を有する。ホンジュラスでは、最高司法裁判所とは別に憲法裁判所が設置されているわけではなく、最高司法裁判所の5名の裁判官が憲法裁判所を構成する。

最高司法裁判所裁判官となるには、①出生によりホンジュラス人となったこと、②市民的権利を行使できること、③適法に登録された弁護士等であること、④35歳以上であること、⑤5年以上、司法府に勤務しており、又は10年以上、専門家としての経験を有すること、という要件を満たす必要がある。

3 人権

ホンジュラス憲法の「第3編 宣言、権利及び保障」及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ホンジュラス憲法においても、同様に保障されているといえる。

ホンジュラス憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は、禁止されている（66条）。
- ②胎児にも、原則として、権利が認められることが規定されている（67条）。
- ③思想の宣伝のための企業は、外国の政府又は政党から補助金を受領してはならない。新聞社、ラジオ・テレビ放送局等は、出生によるホンジュラス人により支配されなければならない（73条2項、3項）。
- ④アルコール飲料及びタバコの商業広告については、法により規制する（75条2項）。
- ⑤知的財産権の保護について、明文で規定されている（108条）。
- ⑥同性同士の婚姻及び事実婚は禁止する（112条4項）ものとし、当該カップルが養子をとることも認められない（116条2項）。外国で認められている同性同士の婚姻及び事実婚は、ホンジュラスでは無効である（112条5項）。
- ⑦子どもの権利について、詳細な規定が置かれている（119～126条）。
- ⑧労働について、詳細な規定が置かれている（127～141条）。例えば、労働時間は、1日あたり8時間以内、1週間あたり48時間以内、夜間の労働時間は、1日あたり6時間以内、1週間あたり36時間以内とされなければならないというように、具体的に規定されている（128条）。「同一条件の下では、ホンジュラス人労働者を外国人労働者よりも優先しなければならない。企業において、ホンジュラス人労働者を全体の90%未満とすること、ホンジュラス人労働者への給与を全体の85%未満とすることは禁止される。」ことが明文で規定されている（137条）。
- ⑨人身保護令状、人身保護データ及び保護請求訴訟について、明文で規定されている（182～183条）。人身保護令状（Habeas Corpus）とは、不当に拘禁されている者の保護を図る目的で、拘禁の理由等を聴取するため、被拘禁者を裁判所に出廷させる令状のことである。人身保護データ（Habeas Data）とは、ラテンアメリカ諸国特有の法制度で、個人データの主体が、データベースにアクセスし、データの修正・消去を要求することができ、もし要求が認められない場合には、裁判所に権利の実現と補償を求めることができることである⁵。保護請求訴訟（Amparo）とは、憲法・条約・法律等に違反する一切の人権侵害に対し、救済を求めて裁判所に提訴することである。

⁵ 「我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備事業（越境データフローに係る制度等の調査研究）報告書」（経済産業省、2016年）99頁。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/dataekkyou-houkoku.pdf

4 憲法改正

憲法 373 条によると、憲法改正は、国会の連続する通常会期において、全議員の 3 分の 2 の賛成により、採択される。そして、憲法 374 条によると、政府の形式、国土、大統領の任期、大統領の再選禁止に関する条項は、改正してはならないと規定されている。しかし、2015 年 4 月 23 日、憲法裁判所は、大統領の再選禁止規定である憲法 239 条を無効とする判決を下したことは前述した。

III 民法

ホンジュラスでは、1906 年民法典が、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで 100 年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。また、登記簿謄本及び登記手続を改善するため、2004 年財産法典が制定された。

ホンジュラス民法典は、200 レンピーラ以上の取引額の契約は、書面により締結されなければならないと規定している。物権の設定、譲渡、変更及び消滅に関する契約、3 年以上の期間の不動産賃貸借契約、及び婚前契約は、公証を要する。商事契約（例えば、代理店契約、仲介契約、信託契約、運送契約、保険契約、著作権契約等）については、第一次的には商法典が、第二次的には民法典が適用される。

ホンジュラスの自然人及び 100% 国内資本の法人は、ホンジュラスの不動産所有権を取得することができる（但し、地方において収用の対象となっている不動産、及び国家が公共の用に供することを宣言した不動産を除く）。他方、外国人の場合は、海岸線及び国境から 40 キロメートル以内にある不動産を所有することは、憲法により禁じられている。しかし、外国人も、管轄行政当局が認可した都市部の 3000 平米以内の不動産については、居住目的で取得することができる。外国の買主は、不動産の購入を、管轄行政当局に届け出て、かつ購入日から 36 か月以内に竣工しなければならない（さもなければ、竣工まで、不動産の価値の 20% に相当する課徴金を毎年支払わなければならない）⁶。

ホンジュラスでは、特定物売買の場合における危険負担は買主に負わせるべきとされている。即ち、「買主が目的物をすぐに引き取らない場合には、買主が引き取りに来るまで売主が買主の利益においてその物を保管することを理由に、すでに利益を得ている買主が危険を負担すべきだ」という買主危険負担主義が採用されている⁷。

IV 商法・会社法

⁶ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017 年) の「Honduras」18~19 頁。

⁷ 半田吉信著「売買契約における危険負担の研究」(要旨) 1437 頁。

<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/151394/1/yhogr00126.pdf>

ホンジュラスでは、1950年商法典により、いくつかの種類の会社が認められているが、ホンジュラスに投資しようとする外国企業は、ホンジュラスに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するホンジュラス法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しないが、ホンジュラスでの設置時に1300米ドルの最低資本金が必要である。また、外国企業はホンジュラスに代表事務所を設置することもできるが、市場調査及び当該外国企業の製品・サービスのプロモーションを行うことができるだけである。支店又は代表事務所をホンジュラスに設置する場合、ホンジュラス居住者（国籍を問わない）を当該支店又は代表事務所の代表者として選任する必要がある。

ホンジュラスに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、①「有限責任会社」（S. de R.L.）が最もよく利用されている。また、②「株式会社」（S.A.）が利用されることも多い。これらの会社の特徴は、表2のとおりである⁸。

表2：ホンジュラス法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S. de R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。1名以上の取締役及び2名以上25名以下の出資者が必要であるが、国籍を問わず、また、ホンジュラス国内に居住していることも必要でない。出資者は、自然人でも法人でもよい。出資持分を譲渡するには、原則として、他の出資者全員の同意が必要であるが、定款で他の出資者の過半数の同意があれば足りると規定することもできる。設立時の最低資本金は5000レンピーラ（約250米ドル）である。設立にかかる期間は6週間である。出資者総会は、会社の最高機関である。会社の経営は、1名以上の取締役が行う。監査役の設置は任意である。
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。株式は、株主の地位が細分化された割合的単位のかたちをとったものをいう。1名以上の取締役及び2名以上の株主が必要であるが、国籍を問わず、また、ホンジュラス国内に居住していることも必要でない。株主は、自然人でも法人でもよい。株式は自由に譲渡することができる。設立時の最低資本金は25000レンピーラ（約1250米ドル）である。設立時に、資本金のうち25%以上が払い込まれていなければならない。設立にかかる期間は7週間であ

⁸ <https://www.healyconsultants.com/honduras-company-registration/setup-llc/>

		る。株主総会は、会社の最高機関である。監査役の設置は必須である。
--	--	----------------------------------

V 民事訴訟法

ホンジュラスでは、2007年民事訴訟法典が、現行法となっている。

ホンジュラスの司法裁判所には、最高司法裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所及び少額裁判所がある。ホンジュラスの民事訴訟制度では、「二審制」が採られている。

通常の訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。

近時、ホンジュラスにおいては、裁判官の汚職及び訴訟の長期化が大きな問題となっている。そこで、訴訟に代わる紛争解決手段として、仲裁が利用されることが多い。仲裁は、訴訟に比べ、はるかに、迅速で、柔軟性があるとされる。

VI 刑事法

ホンジュラスの現行の刑法典は、1983年刑法典である。また、刑事訴訟法典は、1999年刑事訴訟法典である。

ホンジュラスでは、死刑及び身体刑は廃止されている。普通殺人罪を犯した者は、15年以上20年以下の拘禁刑に処される。被害者が司法機関、警察、検察の職員であった場合は、20年以上30年以下の拘禁刑に処される。

ホンジュラスは、1990年頃までは比較的安全な国であるといわれていたが、失業者・貧困者の増加、及び麻薬組織の勢力拡大等により、治安が急激に悪化した。拳銃及びライフル銃の購入・所持が認められていることも、犯罪が多い背景にある。とくに北西部の都市サン・ペドロ・スーラは「世界で最も危険な都市」と呼ばれており、同市では1日あたり約3人が殺害されている。

ホンジュラスで1990年代以降、薬物犯罪が増加した原因是、ホンジュラスが、南米で生産された麻薬が北米及び欧州に輸出される際の中継地となったことによる。そして、最近は、ホンジュラスの犯罪組織によるさまざまな犯罪（例えば、薬物犯罪、人身売買、売春、臓器売買、密輸、マネーローンダリング等）が注目されている。例えば、「マラス」(MS-13)と呼ばれる青少年凶悪犯罪集団は、交通機関関係者及び商店等から「みかじめ料」を徴収したり、殺人・強盗・誘拐等の凶悪犯罪を引き起こしたりしている。

2017年には、ホンジュラス国内で3866人、1日あたり平均約11人が殺害された。しかし、ホンジュラスにおける人口10万人あたり殺人発生率は、表3のとおりであり、一貫して減少していることが分かる。

表3：ホンジュラスにおける人口10万人あたり殺人発生率⁹

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
86.5	85.5	79.0	66.4	60.0	59.0

ホンジュラスでも、他の多くのラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。また、2009年のクーデター以降、外国の麻薬組織・犯罪組織がホンジュラスに進出してホンジュラスの警察組織にも食い込んでおり、ホンジュラスの警察はラテンアメリカで最も腐敗しており信用性が低いといわれている¹⁰。

VII 参考資料

以上、ホンジュラス法の概要を簡単に紹介してきたが、ホンジュラス法については、日本語の文献・論文等は、非常に少ない。ホンジュラス法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。ホンジュラス法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Update: Guide to Legal Research in Honduras」¹¹等が参考になる。

ホンジュラスの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、近年の経済成長率は年3.6%程度を継続する等、経済が回復傾向にあるホンジュラスの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ホンジュラスの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.8』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第16回 ホンジュラス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

⁹ <https://www.osac.gov/pages/ContentReportDetails.aspx?cid=23798>

¹⁰ <https://www.insightcrime.org/honduras-organized-crime-news/honduras/>

¹¹ <http://www.nylulawglobal.org/globalex/Honduras1.html>